

国民健康保険運営協議会の答申

8月26日（水）13：30～市議会第3・4委員会室で国民健康保険運営協議会が開かれ、7月13日付けで諮問のあった事項について審議が行われ、全委員賛成により決議されました。諮問事項は

① 国民健康保険税条例の一部を改正し、多子世帯における子どもに係る均等割保険税の減免制度を創設すること。

18歳以下（高校生世代）の被保険者が3人以上いる多子世帯について第3子以降の子どもに係る均等割保険税の減免制度を創設するものです。令和元年度末時点では国民健康保険加入世帯が88,233世帯、加入者は133,414人で令和2年6月18日時点での減免対象者は993人となり、約27,417,000円が減免される額となります。



日本共産党川口市議団は過去において、国民健康保険税の負担軽減を議会毎に訴えてきました。直近では令和2年3月議会で金子幸弘議員が、国保税の引き下げを訴えるなかで、多子世帯の負担軽減を求め市長部局からの諮問へと繋がりました。今後も市民の暮らしを支え、負担をより軽減していくために奮闘してまいります。

② 特定健康診査の被保険者の自己負担を無料化する。

特定健康診査は40歳から70歳までの方を対象に、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、毎年500円の自己負担で実施しています。川口市では平成30年度の受診率が35%で全国平均（37.9%）や県平均（40.3%）を下回っているのが現状です。市としては、事業の周知や受診勧奨通知の送付、健診内容の充実を図っていますが、無料化に踏み切り受診率の向上、生活習慣病の予防を推進していくこととなります。

いのちと財産を守るため保全緑地を

8月26日、第1回川口市緑化対策委員会が開かれ、正副委員長の選出や報告事項として1、保存樹木等維持管理経費補助制度について 2、樹木管理指針（公共施設編）について説明がありました。

保存樹木等維持管理経費補助制度は川口市において保存樹木や生け垣、保全緑地に対する補助制度を実施しています。令和2年度から保存樹木（生け垣）に対する補助金が始まり現在1件（樹高1m・延長46m・ドウダンツツジ）が補助対象となったことが報告されました。

また、樹木管理指針の策定について、指針策定の経緯や公共施設における樹木の問題、公共施設編の概要と指針策定のスケジュールが報告されました。これに対し、委員からは公共施設編の概要について「タイプ別の樹木管理目標に応じた維持管理基準や、更新・撤去等の判断基準を定め、そのタイプ毎の実施計画を作成することで維持管理費の標準化をはかる」ことについて、樹木の問題点として市民からの苦情や要望に対する市の対応について等質疑が交わされました。また、去年の台風で学校の桜の木が倒れ、斜面林の倒木もあり市民団体により対応した経験も発言され、東京都では樹木医に調査依頼し樹木の生育状況の診断を行う取り組みもある。台風など倒木の要因の一つとして枝を強く切ると倒木しやすいことから、樹木の良好な生育環境にすることへ重きを置くなど、近年の災害を通じての樹木管理の在り方についても意見が交わされました。

新型コロナウイルス感染症拡大や熱中症、地球温暖化などによる災害は私たち人間が地球環境を思いのままにしてきたことに原因があるとも言われています。行政と市民がいのちと財産を守るため保全緑地等の取り組みは切実です。

●保全緑地等の指定

	平成31年	令和2年
保存樹木	204本	219本
保存樹木（生け垣）	37か所 1900.40m	37か所 1888.0m
保全緑地	34か所 18,5003.32㎡	34か所 18,5003.32㎡

川口市本町 4 丁目 9 番地区都市計画変更 川口市都市計画審議会より

8 月 27 日川口市都市計画審議会が開催されました。今回は本町 4 丁目 9 番地区の 4 項目について諮問が行われました。

- (1) 第一種市街地再開発事業の決定について
- (2) 高度利用地区の変更について
- (3) 都市計画地区計画の変更について
- (4) 防火地区及び準防火地域の変更について

(旧) 地域地区：準工業地域
準防火地域
基準建ぺい率：60%
基準容積率：200%
日影規制：5h・3h

容積率は 350% となり、建ぺい率は 50%、これにより、高さ 100 メートル最高で 30 階建ての建物が建てられることになります。

下記の図のように一区画全ての住民が再開発事業に参加しているわけではありません。準備組合が設立しているとの事ですが、隣接地や近隣住民を含め、地域の声を十分聞く体制と市民参加の街づくりが求められます。



知っ得情報 市営住宅を 活用しましょう

市営住宅は、住宅に困っている一定基準以下の所得の方に低廉な家賃で賃貸する住宅です。入居を希望する方は、募集期間内に示された住宅の中から、希望する住宅を 1 つ選んで申込みをして、抽選し、資格審査を受けた後、入居します。

問 応募方法はなっていますか

答 年 3 回（5 月・9 月・12 月）行っています。
申込書は募集期間中に配布します。必要事項を記入のうえ、郵送にて受付となります。応募多数の場合は公開抽選で入居予定者を決定します。

問 申込書の配布場所はどこですか

答 第一本庁舎 2 階総合案内、第二庁舎 1 階ロビー、市内各支所（新郷、神根、芝、安行、戸塚、鳩ヶ谷）、川口駅前行政センター、各駅連絡室（西川口駅、蕨駅前芝、鳩ヶ谷駅）、川口市営住宅入居サービスセンター、鳩ヶ谷庁舎 1 階受付、4 階住宅政策課。

問 収入が高いと入居できませんか

答 入居しようとする世帯全員の収入の総額が原則として、収入月額 158,000 円以下（高齢者、障害者世帯等については、214,000 円以下）であることが必要です。

●お問い合わせ●
埼玉県住宅供給公社・川口市営住宅入居サービスセンター
電話：048-729-5967
あるいはお近くの日本共産党川口市議会議員まで